

日本抗加齢協会九州支部 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

「日本抗加齢協会九州支部」と称する。(以下九州支部)

第2条 (事務局)

九州支部の事務局は、福岡市中央区舞鶴3-1-27 第2理研ビル2F
株式会社ジーニス コンベンションサービス内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

九州支部は「抗加齢」に関する医学や医療が地域に正しく理解され、健全に発展するように支援し、「抗加齢」に関する医学や医療の振興普及を通じ、人々の健康と生きがいの増進に貢献する事を目的とする。

第4条 (事業)

九州支部は第3条の目的を達成するために、「日本抗加齢医学会九州地方会」と連携し、「抗加齢」の研究・サービスが健全に発展し、地域社会がそれを安全且つ適正に享受できるよう、事業を推進する。

九州支部の目的を達成すべく次の事業を行うことができる。

- (1) 研究発表会・情報交換会・セミナーの開催
- (2) 電子書籍を含む書籍の発刊
- (3) 情報共有 web サイトの開発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

第3章 役員

第5条 (役員)

九州支部には、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 顧問 若干名

第6条 (支部長の職務)

支部長は、理事の中より選出され、九州支部を代表して九州支部を運営する。

支部長は、退任の際、次期支部長を新規に推薦し、理事会の議を経て決定する。

支部長は、理事会を組織し、九州支部の事業目的に係る事項について議決し、執行する。

第7条（副支部長）

副支部長は、支部長の推薦により理事会の議を経て決定する。

第8条（理事）

理事は、理事2名以上の推薦により、理事会の議を経て決定する。

企業の場合は「日本抗加齢医学会 九州地方会」賛助会員の資格を持つことを条件として加える。

第9条（顧問の職務）

九州支部に大きな貢献のあった者を顧問とすることができる。

顧問を委嘱するにあたっては、理事会の議を経て決定する。

顧問は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第4章 理事会

第10条（理事会の構成等）

理事会は、支部長、副支部長と理事で構成され、議長は支部長が行う。

理事会は九州支部の議決機関とし、原則として年1回開催する。

理事会は、理事あるいは理事の代理人の3分の2の出席をもって成立する。

理事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。

第11条（理事会の議決事項）

事業計画（開催日時等）、事業報告および会計報告

役員の推薦、変更

会則の変更

その他、事業目的に係わること

第5章 会計

第12条（収支）

九州支部の収入は、寄付およびその他の費用をもって支弁する。

事務局は、会計年度終了後、次回の理事会でその収支を報告する。なお、剰余金は翌年度に繰越すものとする。

第13条（会計年度）

九州支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附則

本会則は2018年9月17日から施行する。

2019年4月1日 第1章 第2条を改訂
2020年3月4日 第5章 第13条を改訂